

熊本県公報

第12871号
令和元年(2019年)
11月1日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 造成宅地防災区域の指定の解除…………… (建築課) 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 4
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (都市計画課) 4
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 6
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 8
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 12
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 15
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 18
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 19
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 20
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 21
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 21
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 23
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 26
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項…………… (") 28
- 熊本県屋外広告物条例施行規則別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項の廃止…………… (") 29
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 29
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 29
- 保安林の指定に関する予定…………… (") 29
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (障がい者支援課) 30
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 30
- 道路の区域変更…………… (") 30
- 道路の供用開始…………… (") 31

公 告

- 二級建築士の免許取消し…………… (建築課) 31
- 公共測量の実施…………… (監理課) 31
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 31
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (") 31
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 32
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 33
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (") 33
- 第48回採石業務管理者試験の合格者の決定…………… (エネルギー政策課) 33

登 載 依 頼

- 熊本県警察遺失物管理システムインターネット公開用サーバ及び関連機器賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部会計課) 33
- 熊本県警察遺失物管理システムインターネット公開用サーバ及び関連機器賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (") 34
- 令和元年度(2019年度)熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会(第1回)の開催…………… (熊本県後発医薬品安心使用・啓発協議会) 38
- 環境影響評価準備書の作成及び説明会の開催…………… (株式会社エネ・ビジョン) 38

告 示

熊本県告示第427号

宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)第20条第2項の規定により平成30年(2018年)6月1日熊本県告示第441号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)6月1日熊本県告示第442号(造成宅地防災区域の指定)、平成30年(2018年)7月31日熊本県告示第614号(造成宅地防災区域の指定)及び平成30年(2018年)10月5日熊本県告示第774号(造成宅地防災区域の指定)で指定した次の造成宅地防災区域の指定を解除するので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年(2019年)11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 吹田地区①

菊池郡大津町大字吹田字八迫1158番12、1158番13、1158番14、1158番15、1158番16、1158番17、1158番18、1158番19、1158番20、1158番96、1158番97、1158番98、1158番99、1158番100、1158番101、1158番102、1158番103、1158番104、1158番108、1158番109、1158番112、1158番113、1158番114、1158番115、1158番116、1158番121、1158番117、1158番118、1158番119、1158番120、1158番126、1230番71、1158番127、1158番128、1158番129、1158番132、1158番134、1158番135、1158番136、1158番137、1158番138、1158番141、1230番72、1230番73、1230番74、1230番75、1230番76、1230番77、1158番133、1158番83、1248番4、1230番9番2、1158番86、1158番59、1158番107、1164番7、1158番62、1158番61の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1173番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1158番105、1158番60の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1158番139、1158番58、1158番85、1158番135地先の道の一部(次の地図に示す部分に限る。)

2 吹田地区②

菊池郡大津町大字吹田字笹尾1262番88、1262番89、1302番73、1262番90、1262番92、1262番93、1262番94、1262番95、1262番96、1262番97、1262番98、1262番99、1262番100、1300番1、1262番101、1262番102、1262番103、1293番の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1301番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1302番5、1302番6、1302番7、1302番8、1302番9、1302番10、1302番11、1302番12、1302番13、1302番14、1302番15、1302番16、1302番17、1302番18、1302番19、1302番20、1302番21、1302番22、1302番23、1302番24、1302番25、1302番26、1302番27、1302番28、1302番29、1302番39、1302番30、1302番31、1302番32、1302番33、1302番34、1302番43、1302番44、1302番36、1302番37、1302番38、1302番40、1302番41、1302番42、1302番45、1302番49、1302番50、1302番51、1302番56、1302番57、1302番52、1302番53、1302番54、1302番55、1302番58、1302番5番9、1302番60、1302番61、1302番62、1302番63、1302番64、1302番65、1302番66、1302番67、1302番76、1302番68、1302番69、1302番70、1302番71、1302番72、1302番74、1302番75、1302番77、1302番78、1302番79、1311番2、1311番3、1311番4、1311番5、1311番6、1311番7、1311番8、1311番9、1311番10、1311番11、1311番12、1311番13、1311番14、1311番15、1311番16、1311番17、1311番18、1311番19、1311番20、1311番21、1311番22、1311番23、1311番24、1311番25、1311番26、1311番27、1311番28、1311番29、1311番9、1262番70、1262番87、1292番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1311番32、1308番6、1308番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1307番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1303番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1262番91、1311番30、1311番31、1262番154の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1302番80、1302番81、1311番1、1302番4

菊池郡大津町大字吹田字八迫1215番11、1215番12、1215番13、1215番3、1215番4、1215番5、1215番6、1215番7、121

5番14の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1231番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1215番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1215番8、1215番9、1215番10

3 吹田地区③

菊池郡大津町大字大林字下笹尾1528番143、1528番103、1528番104、1528番105、1528番106、1528番112、1528番113、1528番114、1528番115、1528番126、1528番127、1528番128、1528番129、1528番130、1528番131、1528番132、1528番133、1528番134、1528番135、1528番136、1528番137、1528番138、1528番139、1528番140、1528番141、1528番142、1528番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1528番157の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1528番161の一部(次の地図に示す部分に限る。)

4 美咲野地区

菊池郡大津町美咲野一丁目1番1、1番2、1番3、1番4、1番5、1番10、1番11、1番12、1番13、1番14、2番1、2番2、2番3、2番4、2番5、2番6、2番7、2番8、2番9、2番10、2番11、3番1、3番2、3番3、3番4、3番5、3番6、3番7、3番8、3番9、3番10、3番11、3番12、3番13、3番14、3番15、3番16、3番17、3番18、1番6、1番9、1878番5、1879番5、1920番24、1920番9、1920番26、1662番10、1920番8、1920番11の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1920番10の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1878番7、1920番7の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1915番3、1920番22の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1920番28の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1662番7の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1879番3の一部(次の地図に示す部分に限る。)、3番20、3番19、1879番11、1885番15、1915番4、1885番24の一部(次の地図に示す部分に限る。)

菊池郡大津町大字大津字西畦原1919番2の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1915番1の一部(次の地図に示す部分に限る。)、1916番の一部(次の地図に示す部分に限る。)

5 西高尾野地区①

菊池郡大津町大字高尾野字西高尾野657番1、658番

6 八迫地区④

菊池郡大津町大字吹田字八迫1148番2、1148番3、1148番5、1148番6、1148番7

7 長迫地区③

菊池郡大津町大字錦野字長迫697番

8 松古閑地区⑥

菊池郡大津町大字大津字松古閑982番1

9 上園地区①

菊池郡大津町大字陣内字上園1200番1、1200番4、1200番5、1201番1、1201番2、1202番1、1202番2、1202番4、1206番1、1206番2

10 立石地区②

菊池郡大津町大字錦野字立石336番

11 居屋敷地区③

菊池郡大津町大字大林字居屋敷444番1

12 西鶴地区②

菊池郡大津町大字岩坂字西鶴577番

13 居屋敷地区④

菊池郡大津町大字大林字居屋敷485番

14 八窪地区⑦

菊池郡大津町大字大津字八窪262番2、262番7

(「次の地図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び大津町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和元年（2019年）11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
きぼうのハウス それゆ 球磨郡相良村柳瀬2319	一般社団法人ストレングス 球磨郡あさぎり町上西222番地2 中神 宏	短期入所	令和元年（2019年）10月21日

熊本県告示第429号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

荒尾市の区域における屋外広告物に関する事項

1 荒尾市の景観形成推進地区に係る基準

- (1) 対象区域 次の表及び次の図において区域境界線により区切られる地域のとおり（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県北広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）

地区名	区域の範囲
ア 万田坑周辺地区	三池炭鉱の坑口の一つである万田坑とその周辺の区域
イ 三池炭鉱専用鉄道跡地区	万田坑や宮原坑（大牟田市）、三池港（大牟田市）等を結ぶ、石炭や資材の輸送に使われていた鉄道敷跡地となる区域

- (2) 対象行為
 - ア 対象区域内における建築物等（荒尾市景観条例（平成25年荒尾市条例第28号第2条第2号の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

イ 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更 表示面積が1平方メートルを超えるもの

- (3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
広告物に関する事項	一般広告物の掲出は行わない。 自家用広告物の表示については、表示面積の合計は10平方メートル以下とする。 建築物の屋上には広告物を設けない。 広告物の意匠・形態については、周辺の景観に調和するものとし、別表1に適合させる。 照明広告については、可変表示式広告物及び点滅灯若しくは回転灯を使用しない。 鉄道敷に表示面を向けた掲出は行わない。（三池炭鉱専用鉄道跡地区のみ）

別表1

	色相	明度	彩度
基調色*	10R~5Y	8以上の場合	2以下
		8未満の場合	4以下
	その他	—	2以下
建築物の屋根	全色相	7以下	4以下

*基調色とは、外壁・工作物の見付面積の5分の4以上の範囲に用いる色彩のこと。
※次の要件については、上記の色彩基準の適用除外とすることができる。

ア 木材、土、草、銅板、無釉の和瓦、ガラス、レンガ等の自然素材によって仕上げられる建築物の外壁や屋根、工作物
 イ 長年にわたって受け継がれている固有の色彩を持つ歴史的建造物、市民となつて深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献する等、荒尾市景観計画の実現に資する色彩計画については、必要に応じて景観審議会等の意見を聴取した上で、この適用除外とすることができる。

2 荒尾市の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内

路線名	対象区域
国道208号沿道	市内の国道208号沿道全ての区域
国道389号沿道	市内の国道389号沿道全ての区域

(2) 対象行為

対象区域内における特定施設（荒尾市景観条例第2条第5項に規定する特定施設をいう。以下同じ。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が2-(1)の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、表示面積が1平方メートルを超える屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	位置	基準
建築物、工作物	位置	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
	形態・意匠	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。
	色彩	色彩は、別表2に定める基準に適合させる。色彩・素材は、その地域・沿道の基調となるものに配慮し、まちなみの連続性を損なわないものとする。広告塔・広告板については、周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
	緑化	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
	その他	のぼり、ぼんぼり、広告網等については、できるだけ行わないよう努める。

別表2 特定施設届出地区の色彩基準

基調色*	色相	明度	彩度
	R~YR		—
	Y		4以下
	その他		2以下

*基調色とは、外壁・工作物の見付面積の5分の4以上の範囲に用いる色彩のこと。

※次の要件については、上記の色彩基準の適用除外とすることができる

ア 木材、土、草、銅板、無釉の和瓦、ガラス、レンガ等の自然素材によって仕上げられる建築物の外壁や屋根、工作物
 イ 長年にわたって受け継がれている固有の色彩を持つ歴史的建造物、市民となつて深い地域のイメージの核となるもの、地域のランドマークの役割を果たしているもの、その他良好な景観の形成に貢献する等、荒尾市景観計画の実現に資する色彩計画については、必要に応じて景観審議会等の意見を聴取した上で、この適用除外とすることができる。

3 荒尾市の景観計画区域に係る基準

(1) 対象区域 荒尾市全域

(2) 対象行為

(1)の対象区域内（1-(1)の区域を除く。）における大規模行為（荒尾市景観条例第2条第6号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2-(2)に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

事項		基準
建築物、 工作物	位置	周囲の景観特性や建物等の配置を踏まえ、壁面の位置や隣棟間隔等を周辺と協調した配置とする。 ゆとりのある景観創出に配慮し、道路等の公共空間に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とするよう努める。 敷地内や周囲に歴史的資源や残すべき樹木等の自然的資源がある場合は、これらの資源が周囲の道路や公園等の公共空間からできる限り見えるような配置とする。
	形態・ 意匠	形態・意匠は、建築物周囲の景観との調和を図る。 附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	色彩は、別表2に定める基準に適合させる。 周囲の景観との調和を図る。 広告塔・広告板については周辺の景観との調和に配慮し、地色に高彩度色を使用しないよう努める。
	緑化	道路境界等の公共空間から見える部分の緑化に努める。

熊本県告示第430号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

玉名市の区域における屋外広告物に関する事項

1 玉名市の景観形成推進地区に係る基準

(1) 対象区域

ア 高瀬・裏川地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

イ 新玉名駅周辺地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

ウ 山田日吉神社周辺地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

エ 石貫安世寺地区（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県県北広域本部玉名地域振興局土木部に据え置いて縦覧に供する。）

(2) 対象行為

対象区域内における建築物等（玉名市景観条例（平成28年条例第4号）第2条第2項の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

ア 高瀬・裏川地区

(ア) 建築物の建築等

事項		基準
外観	意匠	附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	周辺の伝統的な建築物との調和に配慮するよう努める。 建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（OR（赤）～10Y（黄））の低彩度色（4以下）を基本とする。 なお、それ以外の色相（OR（赤）～10Y（黄）以外）については、彩度2以下とする。 ※基調色は壁面面積の5分の1以上を占める色

(イ) 工作物の建設等（その他の工作物）

事項		基準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。

	色彩	建築物の色彩基準を準用する。
--	----	----------------

イ 新玉名駅周辺地区
(ア) 建築物の建築等

事項		基準
外観	意匠	附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	田園景観との調和に配慮するよう努める。 外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（OR（赤）～10Y（黄））の彩度4以下、明度4以上を基本とする。なお、それ以外の色相（OR（赤）～10Y（黄）以外）については、彩度2以下、明度4以上とする。 ※基調色は面積の5分の1以上を占める色

(イ) 工作物の建設等（その他の工作物）

事項		基準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	色彩	建築物の色彩基準を準用する。

ウ 山田日吉神社周辺地区
(ア) 建築物の建築等

事項		基準
外観	意匠	附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	参道沿道の生け垣が映える色彩に努める。 外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（OR（赤）～10Y（黄））の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（OR（赤）～10Y（黄）以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色は壁面面積の5分の1以上を占める色

(イ) 工作物の建設等（その他の工作物）

事項		基準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	色彩	建築物の色彩基準を準用する。

エ 石貫安世寺地区
(ア) 建築物の建築等

事項		基準
外観	意匠	附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	周辺の伝統的な建築物、山林・農地との調和に配慮するよう努める。 建築材料（木材や漆喰等）の素材そのものの色彩については、下記の基準を適用しない。 外壁は、落ち着いた印象を持つ暖色系色相（OR（赤）～10Y（黄））の低彩度色（4以下）を基本とする。なお、それ以外の色相（OR（赤）～10Y（黄）以外）については、彩度1以下、明度4以上とする。 ※基調色は壁面面積の5分の1以上を占める色

(イ) 工作物の建設等（その他の工作物）

事項		基準
位置		道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある意匠とする。
	色彩	建築物の色彩基準を準用する。

2 玉名市の特定施設届出地区に係る基準

(1) 対象区域 次表に掲げる路線の路端から両側20メートル以内の範囲

路線名	始点	終点

国道208号沿道	玉東町との境界	荒尾市との境界
県道寺田岱明線	寺田交差点	開田交差点
国道501号	熊本市との境界	長洲町との境界
県道熊本玉名線	国道501号との交点	国道208号との交点
県道玉名八女線	繁根木川	県道玉名立花線との交点

(2) 対象行為

特定施設（玉名市景観条例（平成28年玉名市条例第4号）第2条第9項に規定する特定施設をいう。）及び同一敷地内でこれに附帯する施設でその敷地の全部又は一部が前号の区域に係るものの新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの

(3) 基準 次の表のとおり

事項	基準
特定施設及び附帯施設の位置に関する事項	建築物・工作物等については、駐車場を道路側に配置する等できるだけ道路から後退した位置とする。交差点等角地に立地する施設は、両方の道路から後退した位置とする。広告塔・広告板については、建築物と調和が保てる位置であると同時に、沿道において統一性の図れる位置とする。
特定施設及び附帯施設の外観に関する事項	建築物・工作物等については、その形状が整然として、しかも周辺と違和感のないものとする。色相・素材はその地域の基調となるものと合い、隣接相互に調和するものとする。電飾を含め、壁面の意匠はそれ自体乱雑とならず周辺との調和を乱さないものとする。広告物については、できるだけ設置箇所数を少なくし、また表示面積を小さくするとともにその沿道で統一性のとれたものに努める。色彩については、できるだけ多色使用を避け、彩度の低い色彩とし、沿道の基調となるものに配慮するものとする。
特定施設及び附帯施設の敷地の緑化に関する事項	広告塔、広告板その他の工作物の根元周囲には、根締めとなる修景緑化に努める。
その他	のぼり、ぼんぼり、広告網については、できるだけ行わないよう努める。

3 玉名市の一般地区に係る基準

(1) 対象区域 玉名市全域

(2) 対象行為

(1)の対象区域内（1-(1)の区域を除く。）における行為（玉名市景観条例第7条第2号に掲げる行為をいう。）で、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの（2-(2)に掲げる行為を除く。）

(3) 基準 次の表のとおり

ア 建築物の建築等

事項	基準	
外観	意匠	附帯する広告物は、極力小さく、箇所数は少なくし、周辺の景観との調和に配慮する。
	色彩	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。
	材料	周辺景観と調和するような材料を使用する。

イ 工作物の建設等（その他の工作物）

事項	基準	
位置	道路等の公共用地に接する敷地境界線からは、極力後退した位置とする。	
外観	意匠	周辺の景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある匠とする。
	色彩	周辺景観との調和に配慮し、彩度の低い色彩を使用する。

熊本県告示第431号

熊本県屋外広告物条例施行規則（昭和39年熊本県規則第56号）別表第6第1項第6号の規定により、知事が特に必要と認めて別に定める事項を次のように定める。

令和元年11月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

天草市の区域における屋外広告物に関する事項

1 天草市の景観形成地域に係る基準

(1) 対象区域

- ア 天草景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）
- イ 牛深景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）
- ウ 天草町に係る景観形成地域
 - (ア) 下田景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）
 - (イ) 高浜景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）
 - (ウ) 福連木景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）
 - (エ) 大江景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）
- エ 崎津・今富景観形成地域（次の図において区域境界線により区切られる地域。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部都市計画課及び熊本県天草広域本部土木部に据え置いて縦覧に供する。）

(2) 対象行為

- ア 対象区域内における建築物等（天草市景観条例（平成20年条例第55号）第2条第1号の建築物等をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転、撤去、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更のうち、屋外広告物（屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置、変更又は改造に係るもの
- イ 対象区域内における屋外広告物で、次に掲げるものの設置及び外観の変更
 - (ア) はり紙、はり札等、立看板等、広告旗、広告幕及びアドバルーンで、90日を超えて継続して掲出又は表示するもの
 - (イ) (ア)以外の広告物で、表示面積が1平方メートルを超えるもの

(3) 基準 次の表のとおり

- ア 天草景観形成地域（本渡・五和景観形成ゾーン、沿道景観形成ゾーンA-1、A-2）

事項		基準
建築物等の外観	広告物に関する事項	<p>屋上には、広告物を設けないよう努めるものとする。</p> <p>壁面に設ける広告物等は、規模、意匠、形態、色彩などが建築物本体と調和するよう努めるものとする。</p> <p>のぼり、はり紙、広告網等の簡易広告物はできるだけ行わないよう努めるものとする。</p>
広告物に関する事項		<p>位置は、道路からできる限り後退させるように努めるものとする。</p> <p>海への眺望に配慮し、海側となる道路沿線には設置しないよう努めるものとする。</p> <p>設置数を極力抑えるとともに、規模、意匠、形態は、周辺の景観に調和するよう努めるものとする。</p> <p>材料は、耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離などおこりにくいもので、質感が豊かなものを用いるものとする。</p> <p>色彩は、周辺の景観との調和が図れるものとし、多色使いを避けるよう努めるものとする。（沿道景観形成ゾーンA-2を除く。）</p> <p>周辺の自然景観、集落の基調となじむように努めるものとする。（沿道景観形成ゾーンA-2を除く。）</p> <p>周辺の景観との調和が図れるものとし、多色の使用を避けるよう努めるものとする。（沿道景観形成ゾーンA-2のみ）</p>

イ 牛深景観形成地域

事項	基準		
<table border="1"> <tr> <td>建築物等の外観</td> <td>広告物に関する事項</td> </tr> </table>	建築物等の外観	広告物に関する事項	<p>広告物を掲出する場合は面積、設置数ともに最も努めるとともに、建築本体及び周辺の建物と調和したデザインとするよう配慮するものとする。</p> <p>屋上広告物は、できるだけ掲出しないように努めるものとする。やむを得ず掲出する場合は、まち並みから突出しないデザインとするほか、建物と一体として感じられるものとする。</p> <p>建物自体の壁面を隠すような広告は設けないよう努めるものとする。</p> <p>材料は、耐久性に優れ、たい色、はく離などのおこりにくいもので、質感豊かなものを用いるものとする。</p> <p>高彩度色はアクセントとしての利用を基本とし、周辺の景観との調和に配慮すること。また、多色使いを避けるように努めるものとする。</p> <p>広告幕、のぼり、旗などは、できるだけ掲出しないよう努めるものとする。</p>
建築物等の外観	広告物に関する事項		
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">広告物に関する事項</td> </tr> </table>	広告物に関する事項		
広告物に関する事項			

ウ 天草町に係る景観形成地域

(ア) 下田景観形成地域

事項	基準		
<table border="1"> <tr> <td>建築物等の外観</td> <td>広告物に関する事項</td> </tr> </table>	建築物等の外観	広告物に関する事項	<p>附帯する広告物等は建物との一体感に配慮するものとする。</p> <p>設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とし、足元の緑化等に努めるものとする。</p> <p>意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるものとする。</p> <p>材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとする。</p>
建築物等の外観	広告物に関する事項		
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">広告物に関する事項</td> </tr> </table>	広告物に関する事項		
広告物に関する事項			

(イ) 高浜景観形成地域

事項	基準		
<table border="1"> <tr> <td>建築物等の外観</td> <td>広告物に関する事項</td> </tr> </table>	建築物等の外観	広告物に関する事項	<p>附帯する広告物等は建物との一体感に配慮するものとする。</p> <p>設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とする。</p> <p>意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるものとする。</p> <p>材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとする。</p>
建築物等の外観	広告物に関する事項		
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">広告物に関する事項</td> </tr> </table>	広告物に関する事項		
広告物に関する事項			

(ウ) 福連木景観形成地域

事項	基準		
<table border="1"> <tr> <td>建築物等の外観</td> <td>広告物に関する事項</td> </tr> </table>	建築物等の外観	広告物に関する事項	<p>附帯する広告物等は建物との一体感に配慮するものとする。</p> <p>設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とする。</p> <p>意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるものとする。</p> <p>材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとする。</p>
建築物等の外観	広告物に関する事項		
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">広告物に関する事項</td> </tr> </table>	広告物に関する事項		
広告物に関する事項			

(エ) 大江景観形成地域

事項	基準		
<table border="1"> <tr> <td>建築物等の外観</td> <td>広告物に関する事項</td> </tr> </table>	建築物等の外観	広告物に関する事項	<p>附帯する広告物等は建物との一体感に配慮するものとする。</p> <p>設置の位置はできるだけ道路から後退した位置とし、大江の教会の周囲については特に設置位置に配慮するものとする。</p> <p>意匠、形態については周辺の景観に調和するよう努めるものとし、多色使いは避けるものとする。</p> <p>材料は耐久性、耐候性に優れ、たい色、はく離のおこりにくいもので質感豊かなものとする。</p>
建築物等の外観	広告物に関する事項		
<table border="1"> <tr> <td colspan="2">広告物に関する事項</td> </tr> </table>	広告物に関する事項		
広告物に関する事項			